

の参加がないことでは類似性がある。親衛隊では「これが君たちの仕事である。それをやりたまえ、けれど我々を仔細なことでわずらわしてはならない」ということが言われていた。

現在福祉事務所は全国に設置されている。そこで働らく職員は、福祉プログラムがもはや役にたたず、変えることが必要であると言っているが、当局は、仔細なことでわずらわされたくないのである。

しかしながら我々はいろいろな問題についてもはや無知ではない。

地方のコミュニティで働く我々は、我々のプログラムについて事実を知らせる責任がある。

私は、コミュニティは独自で研究しうること、さらに、そのコミュニティの必要なサー

ビスにもっと意味があり役に立つように、社会サービスの新しい配分制度を再びつくりかえるようになることを確信している。

州や連邦の政府に、地方のコミュニティが当面している数多くの複雑な問題の解決をまかせることは出来ない。

各地方のコミュニティが、経験と調査と準備すべきサービスの新しい方法を計画する必要がある。この責任はそれぞれのコミュニティにまかされているのであり、このことが、70年代における郡の役割であると考えている。

Allen Sigafus, The Role of the Counties Under the Family Assistance Plan, *Public Welfare*, January. Vol. XXIX, No. 1. 1971, pp. 80-83.

(門脇久子 社会保障研究所)

(Bundesministerium für Jugend Familie und Gesundheit) が示した最も新しい統計である。

1 児童手当 (Kindergltd) 制度

・児童が2人またはそれ以上いる家庭には児童手当が支給される。ただし、児童がすでに他の法律による類似の給付を受けている場合には対象から除外される(類似の他の給付とは、公務員に対する児童加算給付、災害保険法による児童加算、年金法による児童加算等である)。また、ただ2子のみを有する家庭に対しては、前年度の収入が夫婦合わせて13,200 DM (1,100DM 1カ月) を超えない場合のみ給付の対象となる。

家庭政策の動向

(西ドイツ)

以下は家庭に対して行われる種々の給付ならびに恩典について、児童、家庭、保健省

児童手当の変化

(単位：DM)

	第2子	第3子	第4子	第5子と それ以上
1954年以前	児童手当存在せず			
1955年1月1日	—	25	25	25
1957年10月1日	—	30	30	30
1959年3月1日	—	40	40	40
1961年4月1日	25	40	40	40
1964年1月1日	25	50	60	70
1970年9月1日	25	60	60	70

児童手当総額（経費を除く）

(単位：MioDM)

1955年	446	1970年11月～12月現在の児童手当 受給者数	
1960年	906		
1962年	1,562	第2子手当	2,053,182人
1964年	2,064	第3子手当	1,765,917人
1968年	2,596	第4子手当	718,140人
1969年	2,675	第5子とそれ 以上の手当	533,802人
1970年	2,843		

2 課税の免除 (Sseuervergünstigungen)

課税免除額

(単位：DM)

	1953年	1958年	1962年
第1子の場合	600	900	1,200
第2子の場合	600	1,680	1,680
第3子以上の場合	840	1,800	1,800

課税対象とならない月収入の限度

(単位：DM)

	1953年	1959年	1962年	1965年
児童1人の家庭	261	460	485	530
児童2人の家庭	311	600	625	670
児童3人の家庭	382	750	775	820
児童4人の家庭	413	900	925	970
児童5人の家庭	524	1,050	1,075	1,120

児童非課税の適用による減税額

年収16,000DM以下の場合税率は19%であるので児童非課税の適用を受けた場合の減税額は次の通りとなる。

(単位：DM)

児童数(人)	1	2	3	4	5
減税額	19.00	45.60	74.10	102.60	131.10

1953年と1970年の平均的工場労働者の減税の状態(1

カ月)の比較

(単位：DM)

月収入	児童数(人)					
	1	2	3	4	5	
1953年	374.00	8.58	15.41	21.08	22.33	24.75
1970年	1,289.00	19.00	45.70	74.20	102.70	131.20

3 児童手当と課税の免除

児童手当と非課税の恩典をともに受けた平均的工場労働者の実収入の増加(1970年7月現在の平均月收入1,289 DM)は次の通りである。

(単位：DM)

	児 童 数 (人)				
	1	2	3	4	5
1953年	8.58	15.41	21.08	22.33	24.75
1970年	19.00	45.70	159.20	247.70	346.20

4 公務員に対する特別給付

児童加算給付 (Kinderzuschläge) (月額)

(単位：DM)

	1953年	1956年	1963年	1964年10月1日以後
	6才未満の児童	25	30	40
14才未満の児童	30	35	45	50
25才未満の児童 (1965年より27才未満)	35	40	50	50

地域加算給付も児童数の増加によって変化する

職員の場合 (Ortszuschlag)

(単位：DM)

	1968年7月1日	1970年1月1日
	第1子に対する加算	31
第2子～第5子まで1人につき	38	47
第6子以上1人につき	49	58

労働者の場合 (Sozialzuschlag)

(単位：DM)

	第1子	第2子～第5子	第6子以上
	1965年1月1日	15.00	一人につき15
1966年4月1日	25.00	25	30
1968年7月1日	28.00	29	36
1969年1月1日	30.50	37	48
1970年1月1日	40.00	47	58

5 社会保険と公的扶助による家族給付

労働者、職員年金保険法 児童加算 (1人当り月額)

(単位：DM)

による給付

1953年	20.00
1964年	56.00
1968年	76.70
1971年	91.40

遺児年金 (平均月額)

(単位：DM)

	1953年 (全遺児・半遺児)	1970年1月	
		全遺児	半遺児
労働者年金保険	38	149	114
職員年金保険	38	172	126

寡婦年金

(単位：DM)

	1955年	1970年1月
	労働者年金保険	57.50
職員年金保険	73.30	370.00

災害年金法による給付

月収1,000 DM以下で傷害保険による災害年金の受給

者に対する児童加算給付額は次の通りである

(単位：DM)

稼働能力 の減退度	児 童 数 (人)				
	1	2	3	4	5
50%	33.35	66.70	126.70	186.70	256.70
60%	40.00	80.00	140.00	200.00	270.00
80%	53.40	106.80	166.80	226.80	296.80
100%	66.70	133.40	200.10	266.80	336.80

戦没遺家族援助法による給付

児童をもつ寡婦の年金 (平均月額)

(単位: DM)

	基礎年金	調整年金	結婚一時金
1953年	40	60	1,200
1963年	100	120	5,000
1967年	150	150	7,500
1971年	198	198	9,900

戦争遺児年金

(単位: DM)

	全 基礎年金	遺 児 調整年金	半 遺 児 基礎年金	遺 児 調整年金
1953年	15	50	10	26
1963年	60	90	30	60
1971年	85	110	45	80
1971年	104	135	55	98

親に対する年金

(単位: DM)

	1953年	1963年	1967年	1971年
一方の親	60	100	135	166
両親	84	150	200	245

罹災援助法による給付

(Lastenausgleich)

生計費援助における児童加算

給付 (単位: DM)

1953年	27.50
1957年	42.00
1965年	65.00
1970年	80.00

失業保険法による給付

扶養家族一人当りの家族加算

給付 (一週) (単位: DM)

1953年以前	3
1953年	6
1961年	9
1967年	12

社会援助法による給付

公的扶助の基礎額 (Regelsatz) は地方により変動が見られるが、1971年1月現在の平均給付額(1ヶ月)は下の通りである。

(単位: DM)

7才以下	73
7~14才	110
14~18才	134
18才以上	120
世帯主	155

6 住宅政策と財産づくり

住宅貸付金の児童加算

(単位: DM)

	独立家屋	アパート形式
児童数2人	2,000	1,500
" 3人	5,000	3,000
" 4人	8,000	4,500
" 5人	11,000	6,000
" 6人	14,000	7,500

6人以上は児童一人につき独立家屋の場合は、3,000 DM、アパート形式の場合は1,500 DMが加算される。

住宅手当法

1965年4月1日から施行された住宅手当法は、自己の収入からだけでは十分家賃を支払い、独立家屋やアパートの新築、購入の際の貸付金の返済を行い得ないものに対して適用される。住宅手当の額は家族の収入の状態、家族の必要とする住居の広さ、家族数により異なる。費用は国と県が折半して負担する。そのうち1969年の国庫支出は580MioDMであり、1970年は960MioDMであった。1971年に法律が改正されその結果所得制限が次のように引き上げられた。

単身の年金受給者	1,000 DM
夫婦で子どもなし	1,297 DM
夫婦と子ども2人まで	1,822 DM
夫婦と子ども4人まで	2,432 DM

預金奨励法 (Sparprämien-gesetz)

6年ないし7年間毎年一定の金額を銀行に積み立ててゆくと、家族の大きさに応じて預金額の20パーセントから30パーセントの奨励金を得ることができる。

(単位: DM)

	積立額(年)	奨励金の率
単身者	600	20%
夫婦	1,200	20%
夫婦と子ども2人まで	1,364	22%
夫婦と子ども5人まで	1,600	25%
夫婦と子ども5人以上	1,600	30%

特別の恩典として、低所得者、すなわち前年度の課税所得が6,000DM(夫婦就労の場合は12,000DM)をこえないものに対しては奨励金を預金額の40%まで与えることがある。6年間の満期になる前に本人が結婚すれば2年間積立した後であれば預金額と奨励金を受けることができる。

住宅積立預金の奨励

住宅資金の積立についても同様の恩典が与

えられている。すなわち家族が多くなるに従い奨励金の率は良くなる。課税所得が年6,000 DM以下であれば、奨励金の他にその30%が割増金として上積される。期間は6年間である。

(単位: DM)

	積立額(年)	率	奨励額	低所得者のための割増奨励金
夫婦	1,600	25%	400	120
夫婦と子ども2人まで	1,481	27%	400	120
夫婦と子ども5人まで	1,334	30%	400	120
夫婦と子ども5人以上	1,143	35%	400	120

Familienpolitik in Zahlen aus, *Jugendwohl*, Mai 1971.

(春見静子 上智大学)

社会政策の展望

(EEC)

現在では、ヨーロッパ経済共同体EEC、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体ECS Cおよびヨ

ロッパ原子力共同体EAECは、その発展の結果として、ヨーロッパ共同体ECの新体